

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 4月12日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2番 1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀 中国株式ファンド 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各々につき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月11日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、「大和住銀 中国株式ファンド」が主要投資対象とする「中国A株マザーファンド」における投資対象ファンドの追加に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所および訂正事項】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1)ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

原届出書の内容は下記事項の内容に訂正されます。

「中国株式ファンド」および「マネー・ポートフォリオ」はスイッチング可能な2つのファンドです。

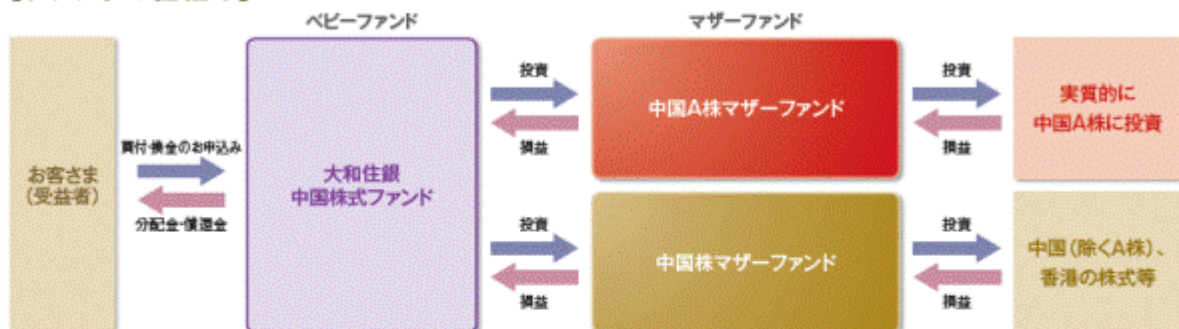
中国株式ファンド

1. 主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国（中国、香港）企業の株式へ実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。

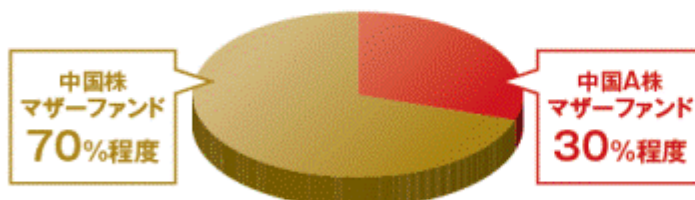
市場	対象銘柄群	
中国市場 (上海証券取引所、 深セン証券取引所)	A株 B株	上海証券取引所や深セン証券取引所に上場された銘柄
香港市場 (香港取引決済所)	H株	香港市場に上場されている銘柄のうち、登記場所や主要活動拠点、資本が中国本土である銘柄
	レッドチップ	香港市場に上場されている銘柄のうち、法人登記が中国本土以外でされた中国政府機関等の資本傘下にある銘柄
	上記以外の銘柄	上記以外の香港市場に上場されている銘柄
台湾市場、米国市場 等	上記のほか、他の金融商品取引所に上場（準じるものを含みます。）する、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる企業等 ※DR(預託証券)等も含みます。	

2. 中国A株への実質的な投資は、中国A株マザーファンドを通じて、中国株式（除くA株）への実質的な投資は、中国株マザーファンドを通じて行います。

【ファンドの仕組み】



- 各マザーファンドへの投資比率は、原則として概ね以下の比率を基本とします。



*各マザーファンドへの投資比率は、ファンドの資産規模、中国のA株市場の制度や投資限度額、流動性等を勘案します。左記の基本配分は将来変更になる場合があります。
*中国A株へ投資する投資信託証券の換金の制約等のため左記の比率から大きく乖離する場合があります。

- 「中国A株マザーファンド」では、主にケイマン籍の外国投資信託受益証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」およびルクセンブルグ籍の外国投資証券「クレディ・スイス(ルクス) チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY」へ投資します。また、このほか中国A株の株価指数に連動する上場投資信託の投資信託証券(ETF)等も投資対象とします。
- 「中国株マザーファンド」では、運用指図にかかる権限をDaiwa SB Investments (HK) Ltd.(ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ(香港)・リミテッド)へ委託します。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 収益の分配は原則として年1回の決算日に行います。

- 決算日は原則として毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

5. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、大量の追加設定および一部解約が発生した場合、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入った場合、中国A株へ投資するための制度の変更ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

中国A株マザーファンドの特色

- ①中国A株マザーファンドでは、主にケイマン籍の外国投資信託受益証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」およびルクセンブルグ籍の外国投資証券「クレディ・スイス(ルクス) チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY」へ投資します。

《外国投資信託受益証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」の概要》

ファンド名	クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN（適格機関投資家限定） Credit Suisse China Thematic Fund Class N (for Qualified Institutional Investors only)
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て
運用目的	信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とします。
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> 主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場するA株を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。 中国のQFII制度を通じて中国A株への投資を行います。 QFII（適格国外機関投資家）制度とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受け、かつ国家外貨管理局（SAFE）から投資限度額の認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、中国証券市場において人民元建ての証券への投資を一定の適格条件の範囲内で認める制度です。 QFII制度において、一定期間は中国国外への送金にかかる規制が設けられており、その後の中国国外への送金及び中国国内への入金についても一定の制限があります。 中国A株への投資に当たっては、ICBCクレディ・スイス・アセット・マネジメント社が行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は、原則としてファンドの資産の70%以上とします。 投資信託への投資は、原則としてファンドの資産の5%以内とします。 同一企業の発行済み株式の10%を超える株式への投資は行いません。 ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 流動性の乏しい資産への投資は、ファンドの資産の15%以内とします。 有価証券の空売りは行いません。
管理会社	クレディ・スイスAG（チューリッヒ）
投資顧問会社	投資顧問会社：クレディ・スイス（シンガポール）リミテッド 中国証券投資顧問会社：ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社
会計年度	原則として毎年12月末日
収益の分配	原則として年2回分配することが可能です（ただし、管理会社の判断で分配が行われない場合があります。）。

管理報酬および その他費用等	<p>管理事務報酬：年0.135%以内 運用報酬：年0.90%</p> <p>上記のほかに、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用・利益にかかる課税、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドから負担されます。また、管理事務報酬には、下限金額（年間48,000米ドル）が設定されています。 上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p>
申込手数料	ありません。
その他	<p>当ファンドの設定・解約は、原則として毎月1回に限定されております。また、一度に解約できる金額は、原則としてQFII（適格国外機関投資家）制度に基づき、当ファンドのユニット数の20%以内または5,000万米ドル以内の制限がかかります。また、解約するためには一定の事前通知期間が設けられております。 当該外国投資信託証券への投資上限は、QFIIの枠によって決定されます。 上記の制限は今後変更になる場合があります。</p>

《外国投資証券「クレディ・スイス(ルクス) チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY」の概要》

ファンド名	<p>クレディ・スイス(ルクス) チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY Credit Suisse (Lux) China RMB Equity Fund Share Class EB JPY</p>
基本的性格	ルクセンブルグ籍 / 外国投資証券 / 円建て
運用目的	信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	主に中国A株を投資対象とします。
運用方針	<p>1. 主に中国A株を投資対象とし、信託財産の成長を目指します。 ・中国A株への投資にあたっては、主として上海や深センのストックコネクト（株式相互取引制度）を活用します。 ・中国A株のほか、中国地域の株式（中国、香港、マカオ、台湾で設立された企業または同国の金融商品取引所に上場する企業の株式をいいます。）、関連するADR（米国預託証券）、GDR（グローバル預託証券）、P-Note（参加証券）などにも投資する場合があります。</p> <p>2. 運用に当たっては、ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社からの助言を受けます。</p> <p>3. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>・株式および株式関連商品への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の3分の2以上とします。 ・同一銘柄の株式等への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</p>
管理会社	クレディ・スイス・ファンド・マネジメントS.A. ,
投資顧問会社	<p>投資顧問会社：クレディ・スイス(香港)リミテッド 投資助言会社：ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社</p>
会計年度	原則として毎年12月末日
収益の分配	原則として行いません（ただし、管理会社の判断で分配を行う場合があります。）。

運用報酬および その他費用等	運用報酬：年0.65%以内 上記の他、管理事務代行費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用・利益にかかる課税、信託事務の処理に要する費用、販売その他サービス等にかかる費用、法律顧問費用、ファンドの設立にかかる費用、各種書類作成等にかかる費用、信託財産の監査にかかる費用、その他管理費用等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の報酬等は将来変更になる場合があります。
申込手数料	ありません。

<クレディ・スイスAGの概要>

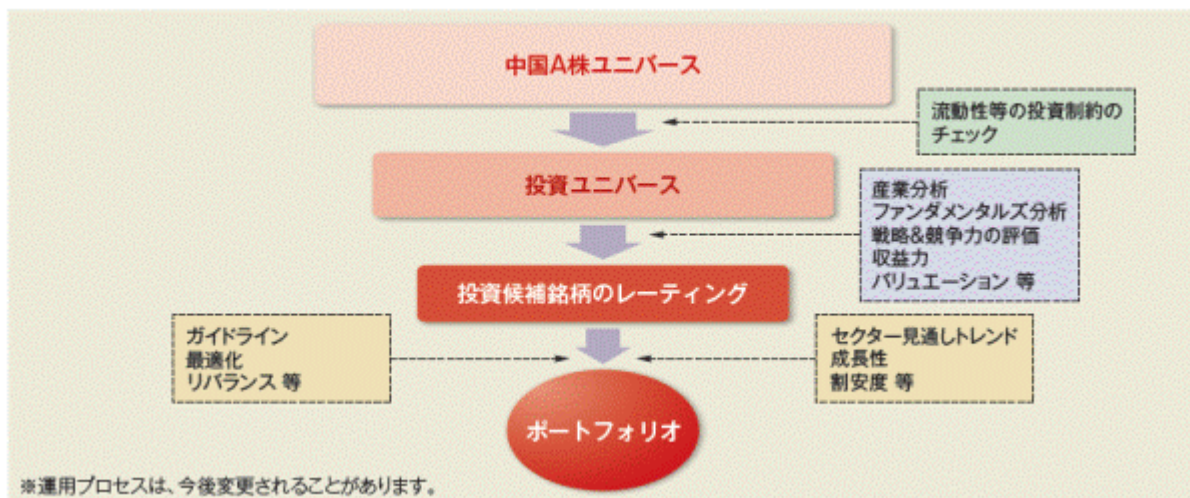
クレディ・スイスAGは、チューリッヒに本拠を置く世界有数の銀行として、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセット・マネジメントの3事業を中核として世界中で展開しております。アセット・マネジメント部門は、多様な投資スタイルに対応できるよう、あらゆる商品クラスの投資商品を幅広く提供しています。

クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドおよびクレディ・スイス（香港）リミテッドは、クレディ・スイス・グループのシンガポールおよび香港における拠点です。

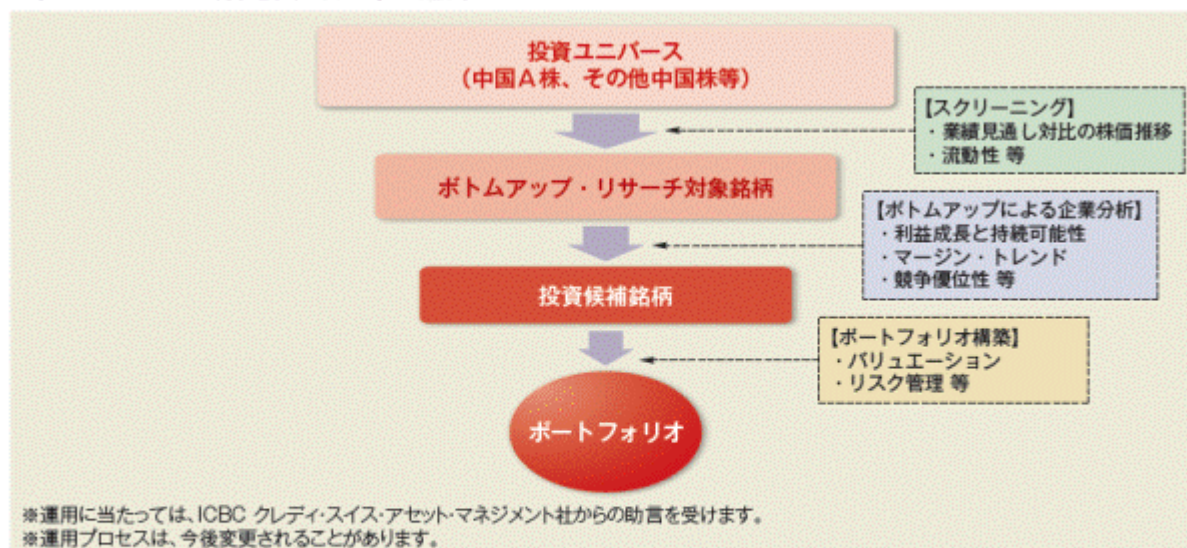
<ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社の概要>

ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社は、中国最大の商業銀行である中国工商銀行、クレディ・スイスAG、中国遠洋運輸集団総公司（COSCO）の合併会社として2005年に設立されました。同社は、中国において商業銀行と外資系銀行の初の合併会社として、投資信託の運用や個別勘定の運用等を行っております。

●ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社の中国A株運用プロセス



●クレディ・スイス（香港）リミテッドの運用プロセス



※上記の外国投資信託証券の概要等は、平成30年4月12日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。
※投資対象とする投資信託証券は、将来変更または追加される場合があります。

•前記の外国投資信託証券のほか、中国A株の株価指数に連動する上場投資信託の投資信託証券(ETF)等も投資対象とします。

② 資金動向、市況動向、規制の変更等によっては上記のような運用ができない場合があります。

中国株マザーファンドの特色

① 主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国（中国、香港）企業の株式（除くA株）へ投資することで、信託財産の成長を目指します。

※上海証券取引所、深セン証券取引所および香港取引決済所以外の金融商品取引所に上場（準じるものも含む）する中国の企業（主に中国で事業展開している企業を含む）に投資する場合があります。また、DR（預託証券）も含まれます。

② 運用にあたっては、ファンダメンタルズを重視し、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。

• 個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。

③ 運用指図にかかる権限をDaiwa SB Investments (HK) Ltd. (ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）リミテッド）へ委託します。

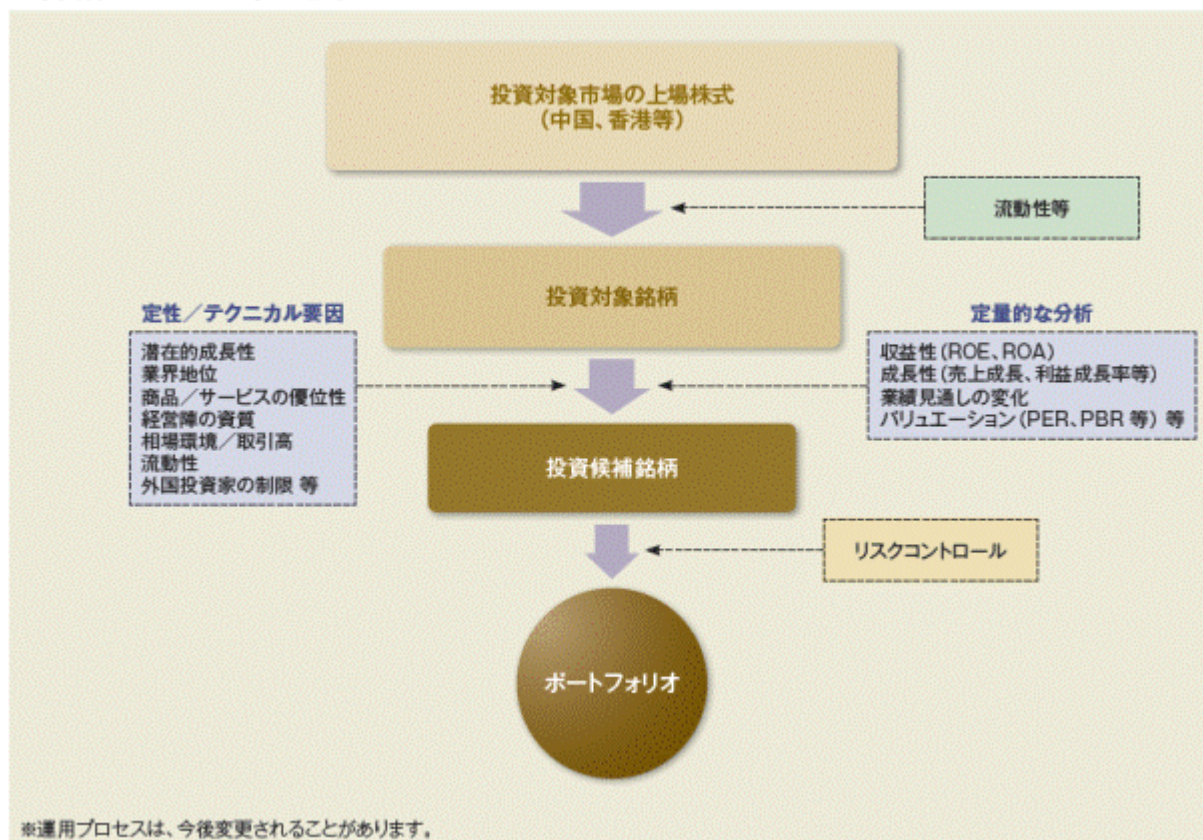
〈ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ（香港）リミテッドの概要〉

同社（所在地：香港）は、1988年2月に香港法に基づき、香港において設立された会社で、大和住銀投信投資顧問株式会社の100%子会社です。同社は、主に、機関投資家等に対して資産運用業務を行っており、主として、アジア地域の株式等の運用を行っています。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

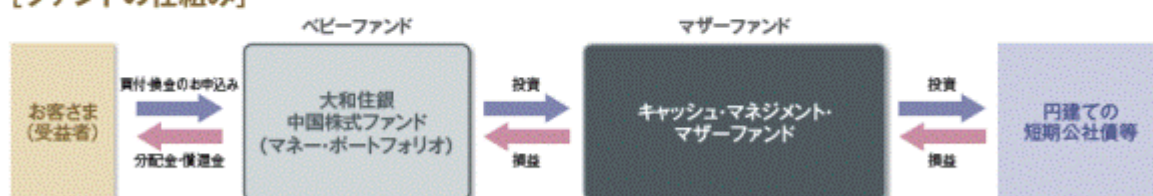
●中国株マザーファンドの運用プロセス



マネー・ポートフォリオ

1. キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

[ファンドの仕組み]



※当ファンドのお買付は、中国株式ファンドからスイッチングをした場合に限定します。
※スイッチングのお取扱いについては、販売会社までお問い合わせください。

2. 収益の分配は原則として年1回の決算日に行います。

- 決算日は原則として毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 投資方針

下線部は訂正部分を示します。

<訂正前>

（参考）マザーファンドの投資方針
中国A株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要
（以下略）

(2)運用方法

（以下略）

投資態度

- イ．主に中国A株を投資対象とするケイマン籍外国投資信託「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」へ投資します。また、中国A株を含む株価指数を対象指数とした上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。）の投資信託証券、および中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託の投資信託証券を投資対象とします。
- ロ．資金動向、市況動向、規制の変更等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

（以下略）

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下略）

<訂正後>

（参考）マザーファンドの投資方針
中国A株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要
（以下略）

(2)運用方法

（以下略）

投資態度

- イ．主に中国A株を投資対象とする別に定める投資信託証券へ投資します。また、中国A株を含む株価指数を対象指数とした上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。）の投資信託証券、および中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託の投資信託証券を投資対象とします。

「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の受益証券または投資証券（振替投資信託受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ケイマン籍外国投資信託

クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN（適格機関投資家限定）

Credit Suisse China Thematic Fund Class N (for Qualified Institutional Investors only)

ルクセンブルグ籍外国投資法人

クレディ・スイス（ルクス） チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY

Credit Suisse (Lux) China RMB Equity Fund Share Class EB JPY

- ロ．資金動向、市況動向、規制の変更等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

（以下略）

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（以下略）

[次へ](#)

3 投資リスク

< 基準価額の変動要因 >

下線部は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

[中国株式ファンド]

(以下略)

(6) 中国A株投資に関する留意点

中国A株への外国人による投資は、QFII制度に基づいて一定の適格要件を満たし、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受け、かつ国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資限度額の範囲内で行われます。中国A株マザーファンドの投資対象である外国投資信託証券「クレディ・スイス・チャイナ・テーマ・ファンド クラスN」では、管理会社であるクレディ・スイスAG（チューリッヒ）がQFIIとして認可を受けた投資限度額の範囲内で中国A株に投資が行われます（将来、中国A株を投資対象とする投資信託証券が変更・追加になる場合があります。）。

中国政府当局は、その裁量で中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等を行い、中国国外への送金規制や、円や米ドルと人民元との交換停止等の措置を取ることがあり、その場合には中国からの送金ができない場合があります。また、QFII制度においては、一定期間は中国国外への送金にかかる規制が設けられ、その後の中国国外への送金、中国国内への入金についても一定の制限が設けられます（本内容は平成29年9月末時点の情報であり、今後変更になることがあります。）。したがって、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、解約・換金代金等の支払いが遅延することがあります。また、当該事由により信託期間を延長する場合があります。

なお、中国における証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈については必ずしも安定していません。QFIIに対する中国国内の課税上の取扱いについても、今後変更になる場合があります。ファンドの基準価額が下落する原因になる場合があります。

上記は、中国A株のもつ様々なリスク等のうち主なものを説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

(7) 換金請求の受付に関する留意点

中国のQFII制度においては、中国国外への送金が制限されています。そのため、当ファンドにおいてご換金に伴う支払資金不足となることが想定される場合には、ご換金の受付を中止することがあります。また、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、解約・換金代金等の支払いが遅延することがあります。

取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の受付を中止または既に受付けたご換金の受付を取消することがあります。当ファンドにおいては、前記に加え中国A株マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金が中止された場合、基準価額（基準価格）の算出・発表が予定された時間にできない場合においてもご換金の受付を中止または既に受付けたご換金の受付を取消することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(以下略)

< 訂正後 >

[中国株式ファンド]

(以下略)

(6) 中国A株投資に関する留意点

中国A株マザーファンドでは、投資対象とする投資信託証券を通じて実質的に中国A株に投資を行います。

QFII/RQFII制度に基づき中国A株へ投資を行う場合、投資はQFIIまたはRQFIIとして認可を受けた投資限度額の範囲内で行われます。QFII制度においては、一定期間は中国国内からの回金にかかる規制が設けられ、その後の中国国内からの回金、中国国内への送金についても一定の制限が設けられます（本内容は平成30年3月末時点の情報であり、今後変更になることがあります。）。また、RQFII制度においても同様の規制や制限等の影響を受ける場合があります。

上海や深センのストックコネク（株式相互取引制度）を通じた中国A株への投資では、取引可能な銘柄が一部の銘柄に限定されているほか、取引に関する制限などにより意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネクに関する特有の条件や制限は、今後中国政府当局の裁量で変更される可能性があります。

また、中国A株は通常オンショア人民元建てですが、RQFII制度やストックコネクにおける中国A株の取引はオフショア人民元等で行われることがあり、オンショア人民元とオフショア人民元の値動きの乖離の影響を受ける場合があります。

中国政府当局は、その裁量で中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等を行い、中国国内からの回金規制や、円や米ドル等と人民元との交換停止等の措置を取ることがあり、その場合には中国国内からの回金ができない場合があります。有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、解約・換金代金等の支払いが遅延することがあります。また、当該事由により信託期間を延長する場合があります。

なお、中国における証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈については必ずしも安定していません。中国国内の課税上の取扱いについても、今後変更になる場合があります、ファンドの基準価額が下落する原因になる場合があります。

上記は、中国A株のもつ様々なリスク等のうち主なものを説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

なお将来、中国A株マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券が変更・追加になる場合があります。

(7) 換金請求の受付に関する留意点

中国A株投資においては、中国国内からの回金が制限される場合があります。そのため、当ファンドにおいてご換金に伴う支払資金不足となることが想定される場合には、ご換金の受付を中止することがあります。また、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、解約・換金代金等の支払いが遅延することがあります。

取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の受付を中止または既に受付けたご換金の受付を取消すことがあります。当ファンドにおいては、前記に加え中国A株マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金が中止された場合、基準価額（基準価格）の算出・発表が予定された時間にできない場合においてもご換金の受付を中止または既に受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

（以下略）

以上